

# 茨城県 特別栽培農産物 認証制度



茨城県農林水産部

## 茨城県特別栽培農産物認証制度とは

化学合成農薬や化学肥料を削減するなど一定の条件を満たして生産された農産物を『特別栽培農産物』として茨城県が認証する制度です。

この制度によって、茨城県産農産物に対する消費者の信頼を高めるとともに、より安全で安心な農産物や環境にやさしい農産物を求める消費者ニーズに対応した農業生産の拡大と流通の適正化を図ります。

### 申請のできる人(団体)

- 茨城県内の生産者及び生産者が組織する団体  
※確認責任者や精米確認者をおくことが必要です。

### 認証の対象農産物

- 野菜・果実・穀類・茶69品目  
(平成31年3月現在)  
(いずれも不特定多数の消費者に販売することを条件とします。)
- 加工品は認証対象外です。

## 特別栽培農産物とは

次の1及び2の要件を満たす栽培方法によって生産された農産物です。認証を受けて販売する際には、認証シールを貼ることができます。

- 1 当該農産物の生産過程等における節減対象農薬(土壌消毒剤、除草剤等を含む)の使用回数が、県が定める基準以下であること。
- 2 当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素成分量が、県が定める基準以下であること。

※生産過程等とは、当該農産物の生産過程(当該農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調整を含む)及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいいます。



### 県が定める基準はこちらで公表しています

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/sansin/eco/contents04.html>

茨城 特裁基準

例:「れんこん 露地普通作型」

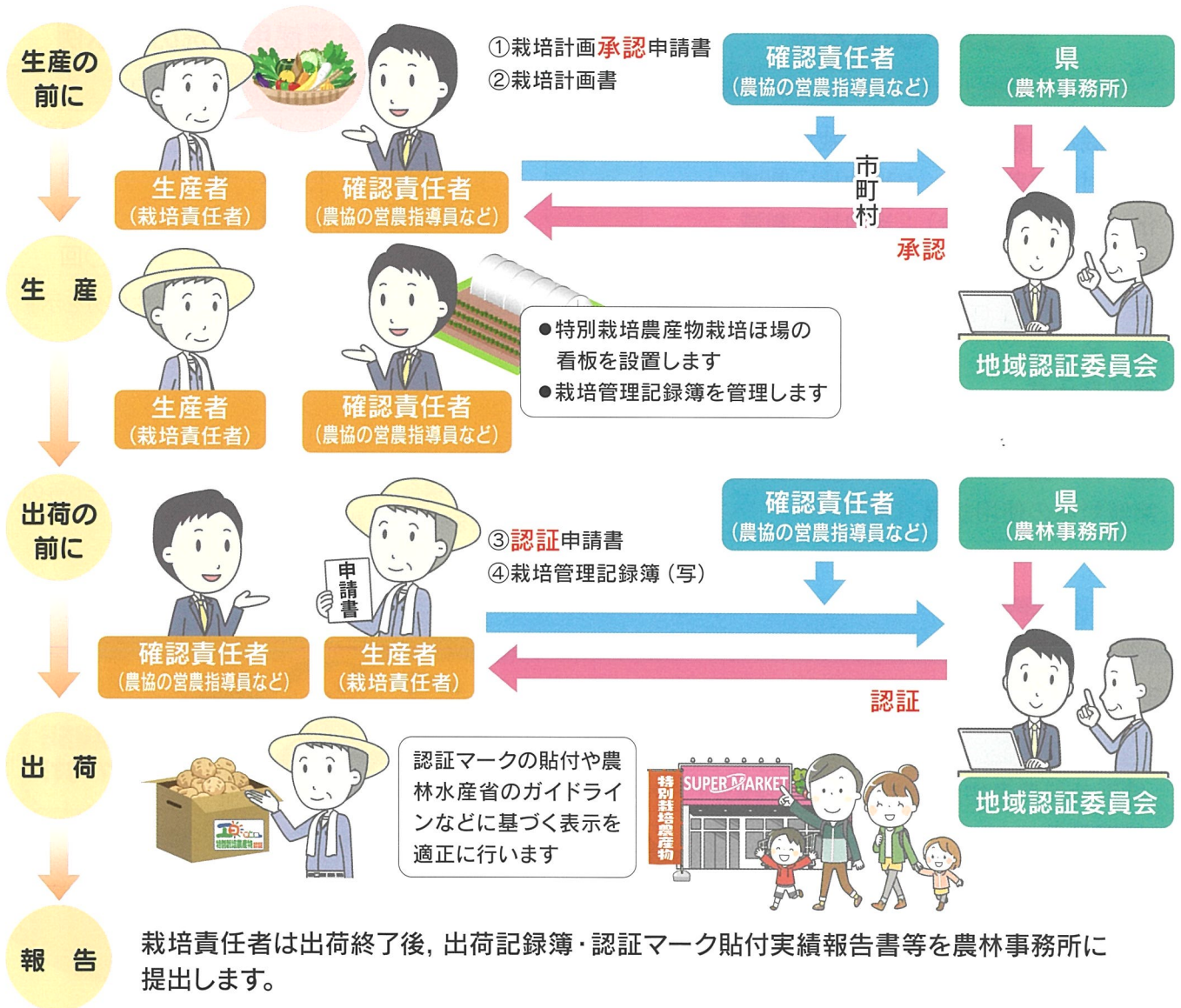
- 化学合成農薬の使用回数……4回 (慣行8回)
- 化学肥料由来の窒素成分の使用量……12.0kg/10a (慣行24.0kg/10a)

## 栽培計画等の承認申請書及びとう精に係る登録申請書の受付期間

- 栽培開始期間が1月から6月までの農産物及び多年生農産物……………前年の11月  
(例えば: 水稲・レンコン・かんしょ・メロン・ブルーベリーなど)
- 栽培開始期間が7月から12月までの農産物 ………………同年の5月  
(例えば: ソバ・にんじん・はくさい・だいこんなど)

# 認証のしくみ

## 農産物の場合



## 特別栽培米を精米して販売する場合



※確認責任者や精米確認者は、あらかじめ県へ届出します。

## 農産物への表示

農産物には、農林水産省の『特別栽培農産物に係る表示ガイドライン』による表示を行います。  
また、有料ですが認証シールを貼ることができます。

### 農産物への表示例

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物または特別栽培	□□□
節減対象農薬	: 当地比○割減
化学肥料(窒素成分)	: 当地比○割減
栽培責任者	: ○○○○○
住所	: 茨城県○○市○○
連絡先	: TEL○○○○○
確認責任者	: ○○○○○
住所	: 茨城県○○市○○
連絡先	: TEL○○○○○
節減対象の使用状況	(※)

### 節減対象農薬使用状況の表示例

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
○○○○	殺菌	○回
○○○○	殺虫	○回
○○○○	除草	○回

使用資材名は原則として商品名でなく、主成分を示す一般名称とする

※節減対象農薬の使用状況は、一括表示の枠外に表示する。枠外に表示できない場合、ホームページアドレスやQRコード等の情報の入手方法を枠内に記載する。

## ほ場への表示

特別栽培農産物を生産するほ場に看板を設置します。

### 看板表示例

特別栽培農産物生産ほ場 (農林水産省ガイドラインによる)		
ほ場番号	面積	アール
特別栽培開始年月日 ○○年○○月○○日		
栽培責任者 氏名	○○	○○



## ●茨城県特別栽培農産物認証制度のお問い合わせ

茨城県農林水産部農業技術課エコ農業推進担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 電話:029-301-3931 FAX:029-301-3937

県北農林事務所環境・振興室 農業振興課	〒313-0013	常陸太田市山下町4119	電話:0294-80-3303
県央農林事務所環境・振興室 農業振興課	〒310-0802	水戸市柵町1-3-1	電話:029-221-3034
鹿行農林事務所環境・振興室 農業振興課	〒311-1593	鉾田市鉾田1367-3	電話:0291-33-4117
県南農林事務所環境・振興室 農業振興課	〒300-0051	土浦市真鍋5-17-26	電話:029-822-7086
県西農林事務所環境・振興室 農業振興課	〒308-0841	筑西市二木成615	電話:0296-24-9169

## ●申請書は県のホームページからダウンロード出来ます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/sansin/eco/contents04.html>

茨城県 特裁

検索

## ●認証シールについての問合せ先

公益社団法人 茨城県農林振興公社 園芸振興部

〒311-4203 水戸市上国井町3118-1 電話:029-222-8511